



～保険証の更新について～

国民健康保険の保険証の有効期限は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間となっています。最初に保険証の更新についてご説明します。

●新しい保険証はいつ届きますか？

4月の受診に間に合うように、3月下旬に役場から発送します。

万が一、4月になっても届かない場合は、「住民票の住所と郵便局に届けている住所が違う」、「住民票の住所に住んでいない」などの理由が考えられますので、国保係までお問い合わせください。

後期高齢者医療保険に加入されている方は、保険証の有効期限が国保とは異なり、8月が保険証更新の時期となるため、3月下旬には送付しませんので、お間違えのないようにお願いします。

職場の健康保険などに加入されていて国保喪失の届出がお済みでない方は、早急に届出をお願いします。

●どんな物が届きますか？

「保険証」が、窓空きの長方形の封筒(色：ピンク)に入って届きます。

中に入っている台紙(23cm×10cm)に記入されているご自分の住所・氏名などを確認し、抜き取り方のイラストを参考にして各自で「保険証」を切り離してご使用ください。

平成28年度の保険証の色は、「一般」は黄色、「退職者医療(※)」は紫色です。

※退職者医療

老齢年金や退職年金などの支給を受けている方で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降に10年以上ある65歳未満の方、およびその被扶養者(65歳未満)が対象です。「一般」と「退職者医療」は、保険税の徴収方法や額に差はありません。

封筒の中には、保険証のほか「国保のしおり」など国保係からのお知らせが入っていますので、必ずお読みいただき大切に保管してください。

●滞納がある場合の保険証は？

滞納があり督促にも応じない場合は、通常の1年間使用できる保険証に代わって「短期被保険者証」および「資格証明書」が発行されます。

短期被保険者証は有効期限が短くなり、期限が切れるごとに役場での更新手続きが必要になります。

さらに滞納が重なると、これまでの保険証を返還してもらい「資格証明書」に切り替わります。資格証明書で、医療機関にかかると医療費を全額自己負担(10割負担)しなければなりません。

保険証は医療機関で使用するだけでなく、本人証明にもなる大事なものなので、大切に保管しましょう。

～国保係からのお知らせ～

●紹介状なしで大病院を受診した場合、別途自己負担金が発生することがあります。

医療機関からの紹介状なしで大病院（特定機能病院など）を受診した場合、原則として定額の別途負担金の支払いを求められることがあります。

初診だけでなく再診の場合でも、ほかの医療機関への文書による紹介を行ったにもかかわらず、大病院を再度受診した場合は定額の別途負担が求められます。大病院は本来、より高度な専門医療を行う機関です。軽症の人が大病院にかかることで、高度医療を必要としている患者の治療が滞ることにもつながるため、まずは地域のかかりつけの医師にかかるようにしましょう。そのうえで、必要な場合には紹介状を書いてもらい大病院にかかることを勧めます。思わぬ負担を強いられないためにも、紹介状なしで大病院にかからないようにしましょう。

●平成28年4月から住民税課税世帯の人の入院時食事代が、260円から360円に変更されます。

入院したときには診療や薬にかかる費用とは別に、入院時食事代として下記の標準負担額を自己負担し、残りは国保が負担します。このうち住民税課税世帯の額が平成28年4月から変わります。

平成28年4月
から変わります。

入院時食事代の標準負担額（1食当たり）

住民税課税世帯		260円 → 360円
住民税非課税世帯 および 低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	過去12カ月で90日を超える入院	160円
低所得者Ⅰ		100円

住民税非課税世帯、低所得者Ⅰ・Ⅱの方は、あらかじめ「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関の窓口に表示することにより、食事代の減額が適用されます。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要な方は、国保係まで申請してください。

申請に必要なもの

- 申請に来られる方の身分証明書
- 印かん
- 世帯主の個人番号（通知カードまたは個人番号カード）
- 認定証が必要な方の個人番号（通知カードまたは個人番号カード）

○お問い合わせ 【本 庁】 住民課 国保係 ☎43-2800（課直通）
【佐賀支所】 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112（課直通）